

### 第3回加古川市男女共同参画社会づくり懇話会 総評・委員意見・事務局回答

#### 【会長総評】

「第3回加古川市男女共同参画社会づくり懇話会」

委員の皆様のご意見と事務局回答を拝見して

兵庫大学 柚山貴要江

「第5次加古川市男女共同参画行動計画（案）」と「加古川市配偶者等からの暴力対策基本計画（案）」についての委員の意見書と事務局の回答を拝見しますと、「第5次男女共同参画社会づくり」が新たな局面を迎えているという機運を感じます。

まず、パブリックコメントに対する委員の意見として「市民の意識の高さ」とそれに呼応する事務局の「丁寧な回答」を取り上げられており、「男女共同参画行動計画」を政策として打ち出す時が到来していることを思いました。

特に今年度は、新型コロナウイルスによる社会生活の激変が人生のあり方を改めて考える契機ともなりました。生活が脅かされストレスを抱える日常生活は弱い立場に置かれている人々をさらに窮地に追い込んでいきました。新型コロナウイルス感染による日本の死者数は世界的に見れば少ないようですが、自殺者、特に女性の多さは注目されます。その理由を軽々に論じることはできませんが、弱い立場にあるということは否めない事実なのでしょう。

新型コロナウイルスによるパンデミックは、社会が生み出す富を一部の人たちに偏在させている脆弱な基盤の国々を直撃しています。その矛先が弱い立場の女性に向かっているのだと思います。

新型コロナウイルス感染が収束した先には新たな社会構造が待ち受けているはずで、長時間通勤はテレワークに代わり、地価の高い人工都市での生活から野菜が育つ薫風の社会での生活を可能にする。そして、子どもは宿題のない夏休みを自然と親しむセミナーに参加し、バケーションを子どもと過ごす大人たちはよりよい社会を築くアイデアを巡らすという生活をすでに実現している国もあるのです。一方で、便利になった情報伝達システムが24時間PCに拘束される働きすぎを生み出すことになり、ゆっくりとした旅行は退職後の楽しみと化すというような国もあります。ポストコロナ社会はどのようにデザインされるのでしょうか。少なくとも前者のような社会は日本では実現されませんでした。すでに実践している国が存在する以上ポストコロナ社会の一つのモデルになりうると考えられます。

一人ひとりが納得できる人生を歩みきることが出来るようにするためには、個を単位とした制度、例えば、税制を世帯単位から個人単位に変え、高齢期に自分らしく生きられる日常を構築すること、つまり、個々の人権の重さを公正にとらえることがポストコロナ社会から弱い立場の人を生み出さないことにつながるのだと思います。冒頭に述べた委員の意見はその機が熟したことを伺わせます。

女性が弱い立場の代名詞になる国において、男女共同参画社会づくりこそが、盤石な社会を構築する礎になるのではないのでしょうか。加古川市は「男女共同参画社会づくり懇話会」を「条例設置審議会」にしてほしいという市民の意見もあることから、本懇話会が2030年SDGs達成年に向けた取組を推進する原動力となるように思いました。

【委員意見・事務局回答】

番号 (資料・頁)	ご意見	事務局回答
1 (資料 1)	<p>「加古川市男女共同参画行動計画(素案)」に対するパブリックコメントを読ませていただき、意見を寄せてくださった市民の意識の高さを感じました。また、それに対する丁寧な回答と、市の考え方を修正する柔軟な対応に敬服しました。</p> <p>市民から「条例設置の審議会」にすべきという意見が出たことに、市民の市の男女共同参画施策に対する期待の高さを感じました。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。今後も市民のみなさまとともに取組を進めていきたいと考えています。</p>
2 (資料 3 P.17)	<p>「エンパワーメント」の記述が17ページと24ページにありますが注釈は24ページに記載されています。</p>	<p>注釈を17ページに記載するよう修正します。</p>
3 (資料 3 P.20)	<p>・表の下の、「1 本計画は…」とあるが、「女性活躍推進法」だけでは、誤解が生じないか。2ページにあるように、国の法律に触れるなら「男女共同参画社会基本法」も併記、また加古川市の方針として「加古川市総合計画」をあげると分かりやすいのではないか。</p> <p>・表の下の、「2 SDGsを踏まえ…」とあるが、唐突で説明不足なので、”(p.33～35に詳細。参照のこと)”などの記載が必要ではないか。</p>	<p>表の下について、計画の位置づけ等が分かりやすくなるよう、</p> <p>「1 本計画は「<u>男女共同参画社会基本法</u>」<u>第14条第3項の規定に基づく「市町村男女共同参画計画</u>」です。</p> <p>2 本計画は「<u>女性活躍推進法</u>」第6条第2項の規定に基づく「<u>市町村推進計画</u>」としても<u>位置づけ、必要な取り組みを…に盛り込みます。</u></p> <p>3 <u>社会全体で取り組むべき課題との気運が高まりつつあるSDGs…示します。</u>」と修正します。(下線部が修正箇所)</p>
4 (資料 3 P.28)	<p>推進項目⑤は、地域活動、防災、安心して生活できる環境の整備にうたっている。見出し文が、支え合う＝自助、互助、共助と読めてしまうので、(*)14, (*)15の注釈の意味がわかるように、見出しの2行目「参加し」の後に「災害時の減災をめざし、日ごろから」を追加した方がいいのではないか。</p>	<p>ご意見のとおり、推進項目⑤の見出し文は「支え合う地域づくり」という意味としたため、「自助・互助・共助」は取組内容の表中「2 防災活動における男女共同参画の推進」での説明文で利用します。</p> <p>・見出し文 「一人ひとりが地域社会の一員としての自覚と責任を持ち、自発的かつ自律的に活動に参加し、互いに支え合って生きることのできる地域づくりを進めます。」</p> <p>・「2 防災活動における男女共同参画の推進」の説明文 「男女共同参画の視点を持った、平時からの地域の<u>自助・互助・共助での防災対策への意識啓発を進めます。</u>地域の防災活動等…を育成します。」に修正します。(下線部が修正箇所)</p>
5 (資料 3 P.28)	<p>新型コロナウイルス感染症で地域活動の実施方法も変わっていますが、今後も活動を続けていきたいと思えます。男女共同参画社会が実現し、誰もがお互いに支え合える社会になるといいですね。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。地域で活動するみなさまと協働で、取組を進めていきます。</p>

番号 (資料・頁)	ご意見	事務局回答
6 (資料 3 P. 29)	<p>&lt;現状&gt;の二段落目、自殺について触れているが「男性が7割」というのは、日本全体の2019年の数値である。30ページの加古川市の自殺のデータとは異なるし、昨年の速報では、コロナ禍のなか女性の自殺が増加しているという報道(8月数値)があり、違和感が残りました。</p>	<p>ご意見のとおり、コロナ禍で自殺に関する状況が変わり、また全国の状況と加古川市の状況も異なるため、国の計画に合わせ、29ページ現状2段落目の最初を「一方、過労死については男性が大部分を占めています。自殺も男性が7割を占めており、40歳代、50歳代のいわゆる「働き盛り」世代の自殺が多いことが特徴で、長時間労働等の働き方の問題が少なからず関わっていることが指摘されています。」から「<u>また男性においては、健康を害する生活習慣や、自殺、ひきこもりの割合が女性に比べて多いことが指摘されています。</u>」に修正します。(下線部が修正箇所)</p>
7 (資料 3 P. 37)	<p>1. 18ページにある、「男女共同参画実現のために市に望むこと」と、成果指標との整合性が気になりました。1位は「保育や介護に対するサービスの充実」なのに、第4次で取り上げていた「保育所の待機児童数」が、成果指標から消えている。</p> <p>2. 3位は「性別にかかわらず参画できる地域社会づくり」でなのに、「センターの認知度」、「セミナーの男性参加者の割合」が消えている。</p> <p>3. 国の第5次計画も厚労省も「男性の育児取得」に力を入れているが、「市役所における男性職員の育児休業取得率」が消えている。</p>	<p>1. 「保育所の待機児童数」については、27ページに記載している「加古川市子ども・子育て支援事業計画」において保育所等の整備を進め、待機児童数についても進捗管理を行っています。</p> <p>2. 「男女共同参画センターの認知度」については、啓発内容も含めて認知度を上げていきたいため「男女共同参画センターのフェイスブックのフォロワー数」に変更しました。「セミナーの男性参加者の割合」については、女性活躍推進法の施行に伴い、近年は女性のみを対象とした「女性活躍推進セミナー」や「再就職セミナー」の開催回数が多くなったため、第5次計画では成果指標として掲げませんでした。指標として掲げませんが、男性の家庭参画推進のための講座や啓発は、引き続き実施していきたいと考えています。</p> <p>3. 「市役所における男性職員の育児休業取得率」については、加古川市次世代育成女性活躍推進特定事業主行動計画の中で目標値を掲げ、進捗管理を行っています。第5次計画では、全市的に取り組みたいと考え、27ページの「男性の家庭参画の推進」の取組内容に「男性の育児休業取得について、周知と意識啓発を進めます。」と記載しました。</p>

番号 (資料・頁)	ご意見	事務局回答
8 (資料 3 P.37)	<p>成果指標として、女性の政治参画（市議会議員候補者における女性の割合）の目標30%を掲げています。</p> <p>アメリカのハリス議員の副大統領就任演説には感銘を受けました。</p> <p>女性であることや白人社会での活躍は私たちに勇気を与えたと思います。</p> <p>「クォーター制」を進めるのは難しいのでしょうか？</p> <p>野田聖子議員は、議員を増やす具体策として、女性候補者擁立に積極的な政党ほど政党助成金を多く得られる仕組みを提唱しています。フランスは男女の候補者数に一定以上の差があると政党助成金を減額する方法をとっているそうです。</p> <p>国の第5次男女共同参画基本計画では2025年までに国政選挙の候補者に占める女性割合が35%を目標。まだまだ険しい。</p> <p>女性議員の多い播磨町のような市町から県へ国へと増えて広がっていけるようになることを願います。</p>	<p>「クォーター制」の導入については、検討課題であると考えます。近隣他市町を取組を調査研究しながら、本市でもまず人材育成に取り組みたいと考えています。</p>
9 (資料 4)	<p>DVの正しい知識をもち、安心できる相談先をアナウンスすることが大切だと思います。私たち人権擁護委員会でも研修をし、相談窓口もあります。本人がDVとっていない場合もあり、気づいていない。人権県連研修では、事例を通してグループワークから意見を出し合い研修をしました。これがDVやパワハラになるのかと委員の中からも発見がありました。当事者ならばなおさら気づかないことも多いと思います。人権擁護委員会男女委員会では、これまで公民館などに配布していたのを、2020年11月、はじめて高校生に「デートDV」のカードを配布しました。県立高校12校 私立1校 通信制2校の2年3年生対象に6500部を配布。（カード数の都合で1年生には配布できず。）カードには相談窓口や電話番号が記載されています。</p>	<p><b>【家庭支援課】</b> ご意見ありがとうございます。DV防止に向けた取組として、被害者自身にDVの気づきを促し、すみやかに相談機関につなげられるよう、適切かつ効果的な周知広報を行います。</p>
10 (資料 4)	<p>中学校から、相談窓口のプリントを子どもが持ち帰ってきました。これまでは「子どもが悩んでいる、イジメ、虐待」に関してといった案内が多かったように思いますが、今回は「育児に困っている、子どものストレスを感じている」といった方を対象にした内容で、相談しやすく感じました。情報は本当に大切だと思います。コロナ禍の外出自粛等で情報発信は難しいと思いますが、広報や学校など上手に使うと配信すれば、私のようにほっとする方がいると思います。</p>	<p><b>【家庭支援課】</b> ご意見ありがとうございます。情報の発信は、情報を受ける側の立場にたって効果的に発信が行えるよう努めてまいります。</p>
11 (資料 4 P.1)	<p>平成25年のDV法の改定により「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」と改定されましたが、それも含めて「DV防止法」というとして、この表現でよいのかご検討ください、</p>	<p><b>【家庭支援課】</b> 県のDV計画にも記載があるように、公布時点の法律に略称規定を設ける現行の記載が適切であると考えています。</p>

番号 (資料・頁)	ご意見	事務局回答
12 (資料 4 P. 2)	※ 3 配偶者暴力相談支援センター：配偶者からの暴力全般に関する相談窓口として、市町村に設置されており →都道府県にもあるので追記した方が良いでしょうと思います。	【家庭支援課】 ご意見を踏まえ、「都道府県」を追記します。
13 (資料 4 P. 11)	・各ユニットごとに→各ユニットもしくはユニットごとに *重複表現のため	【家庭支援課】 ご意見を踏まえ、「各ユニット」に修正します。
14 (資料 4 P. 12)	(2) 相談者・支援者の資質向上→ (2) 相談員・支援者の資質向上 *相談者とは DV 相談する方を指すため	【家庭支援課】 ご意見を踏まえ、「相談員」に修正します。
15 (資料 4 P. 13)	(3) 表の③被害者やその家族に対し__て支援を. . . →空白があります	【家庭支援課】 修正します。
16 (資料 4 P. 14)	(1) ③配偶者暴力支援センターで住民票閲覧制限に係る支援措置申出書を発行しました。 →警察でも発行可能だと思いますが、配偶者暴力支援センターの取組のみを記載することになっていませんか？ ※ 1 で DV だけでなくストーカー、児童虐待等の被害者を保護するための. . . とあるので、配偶者暴力支援センターでは全部カバーできなかったと思います。 同様に 33 ページ③に警察の文言を入れるかご検討ください。	【家庭支援課】 本計画は、市や市の配偶者暴力支援センターが行う各般の取組みに関し規定するものです。他の機関が行う施策は、「関係機関との連携」などにおいて包含するものとして作成しています。
17 (資料 4 P. 16)	4 (2) ①④就労訓練の情報を相談者に提供→他のところでは被害者という表現であったので、統一する方が良いでしょうと思いました。情報を DV 被害者に提供しました。また、手厚い支援が必要な人に対しては、. . .	【家庭支援課】 ご意見を踏まえ、「被害者」に修正します。
18 (資料 4 P. 31)	(2) 相談者・支援者の資質向上→ (2) 相談員・支援者の資質向上 *相談者とは DV 相談する方を指すため	【家庭支援課】 ご意見を踏まえ、「相談員」に修正します。
19 (資料 4 P. 32)	上から 2 行目 さまざまな理由から 上から 8 行目 様々な支援 →どちらかの表記に統一	【家庭支援課】 ご意見を踏まえ、「様々」に修正します。

番号 (資料・頁)	ご意見	事務局回答
20 (資料 4 P. 32~ 35)	<p>DV 被害者の安全の確保は、緊急措置として、迅速さを最優先に行われるべきことについて、異論はありません。</p> <p>ただし、スピード重視ゆえに、ち密さや公平さを欠く部分がある点は意識しておく必要があると考えています。</p> <p>例えば、地方裁判所による保護命令は、簡易な審尋手続のみで発令されるため、その後の裁判（離婚裁判等）においてDVについての認定が覆る事案もあります。</p> <p>緊急措置としてとられた対応が、恒久的にも正当性を持ちうるものでないことの認識は、対応するスタッフ等に周知されている必要があると考えます。</p>	<p><b>【家庭支援課】</b></p> <p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>被害者の安全確保を最優先しつつ、今後起こりえる事態に配慮しながら、適切に相談対応が行えるよう職員に周知を行います。</p>